

生涯学習 かめおかプラン 2030

第3次亀岡市生涯学習推進基本計画



亀岡市

亀岡市「生涯学習都市」宣言

わたくしたち亀岡市民は、

人間の尊重と

地域社会の一員としての自覚のもと、

常に、いま、何をなすべきかを問いかけ合いながら、

生涯にわたり学び続け、

自己を高め、

連帯の絆を強めることにより、

生きる喜びと

明るく豊かなまちに住む喜びの持てる

亀岡を目指し、

ここに亀岡市を

「生涯学習都市」とすることを宣言する。

昭和63年3月30日 亀岡市

健康・環境・観光 多文化共生のまち亀岡 をめざして

亀岡市では、2010年（平成22年）3月に「新ふるさと学びのプラン ～新亀岡市生涯学習推進基本計画～」を策定し、“人間の尊重、ふるさとへの愛、創造性豊かなたくましい人づくり”を基本方針に、人づくりに焦点を当て、生涯学習の推進に努めてきました。



策定から10年が経過した今日では、人口減少・少子高齢化、ライフスタイルの変化、グローバル化・技術革新に伴う社会変化など、様々な要素が複雑に絡み合いながら急激に変化しています。また、人々の健康志向の高まりや、医療の進歩等により、平均寿命はさらに延び、人生100年時代の到来が予測されています。

このような中で、一人ひとりが学びを通じてその能力を維持向上し続けられるよう、誰もが生涯にわたって必要な学びを重ね、新たな価値を生み出し、それぞれの立場や分野で、その成果を個人生活や地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現への取り組みが必要であります。

こうした状況を踏まえ、本市では、市の生涯学習施策を総合的、計画的に推進するため「生涯学習かめおかプラン2030」を策定いたしました。

“健康・環境・観光 多文化共生のまち亀岡”を築いていくため、人間の尊重という基本理念の基に、人づくり・つながりづくり・地域づくりを方針として、互いを認め合う生涯学習まちづくりを目指し、プランに掲げる各施策を着実に推進してまいります。

結びに、プラン2030の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました亀岡市生涯学習推進審議会の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じてご意見をいただいた市民の皆様に心から御礼申し上げます。

2020年（令和2年）3月



亀岡市長 桂川 孝裕

目 次

はじめに	1
1 亀岡市における生涯学習	2
生涯学習とは	本市における生涯学習の方向性
これまでの取組	生涯学習の次のステージに向けて
I 計画の策定にあたっての基本的な考え方	4
1 計画の基本方針	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の推進と管理	
II 計画の重点目標	6
重点目標	
全体構成	
III 推進施策	8
1 自ら学ぶ意欲づくり	8
2 楽しく学べる学習機会の充実	10
3 充実した学習基盤の整備	12
4 次代を担う人材・指導者の育成	14
5 学習社会を支える仕組みづくり	16
資料編	19
参考資料 1 亀岡市生涯学習推進審議会委員名簿	20
参考資料 2 諮問書	21
参考資料 3 答申書	22
参考資料 4 策定に係る経過	25
参考資料 5 亀岡市生涯学習推進審議会条例	26
参考資料 6 亀岡市民憲章	28



「しながくん」は、一般財団法人石田梅岩先生顕彰会のマスコットキャラクターです。

はじめに

1 亀岡市における生涯学習

《生涯学習とは》

生涯学習は、自己の資質向上をはじめ、生活の向上や職業能力の向上を目指して、一人ひとりの自発性に基づいて進められる活動です。学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、日常生活のさまざまなステージの中でも行われ、必要に応じて、また自分にふさわしい手段、方法を選びながら生涯を通じて進められます。少子高齢化や人口減少、グローバル化、科学技術の革新、環境問題の顕在化、自然災害の多発など、急激に変化する社会の中で、自己実現を図り、自己の生活を向上させ発展させるには、絶えず新たな知識や技術を身につけ、自ら判断し、行動する能力を養うことが重要であり、物の豊かさとともに、心の豊かさをはぐくむ上で大きな意味を持つものです。

《これまでの取組》

亀岡市は、昭和63年3月に「亀岡市生涯学習都市構想」をとりまとめ、全国に先駆けて「生涯学習都市」を宣言し、今日まで同都市構想の「人間の尊重」という基本理念に沿った各種施策の展開により、「生涯学習のまちづくり」を推進してきました。

本市では、これまで「生涯学習」を文教施策ではなく総合政策と位置づけ、全庁的な生涯学習都市づくり推進体制で推進してきました。なかでも「コレージュ・ド・カメオカ」「生涯学習市民大学」「丹波学トーク」の3大シンボル講座の開講をはじめとした生涯学習機会の提供・充実や、「亀岡市生涯学習都市推進基本計画・学習基盤編」・「亀岡市生涯学習プログラムー理論編ー」の策定により、生涯学習都市を形成してきました。また、生涯学習は本来的に多種多様な面を持つことから、真に住民が求める自発性に基づく自由かつ創造的な学習の営みを求めるために、公益財団法人生涯学習かめおか財団を平成2年に設置し、さらに平成10年9月には、本市における生涯学習の中核施設として「ガレリアかめおか」を開設し、各生活圏に配置した生涯学習施設と共にその基盤づくりを推進してきました。

こうした中で、平成11年10月には、変化する社会経済情勢に対応した新しい世紀における亀岡市の生涯学習のあり方について、亀岡市新世紀生涯学習構想懇話会から答申を受け、平成12年4月には「亀岡市生涯学習推進基本計画」（10年計画）を策定し、それ以来、同計画に基づき「亀岡生涯学習賞」の制定や、地球環境子ども村事業の拡充、生涯学習人材育成講座・プログラムの実施など、生涯学習都市としての人づくりを重点とした全庁的な取組を進めてきました。

そして、平成21年8月には新たに市民公募の委員も含めて構成した亀岡市生涯学習推進審議会を設置し、「亀岡市生涯学習推進基本計画」の進捗及び社会潮流の変化などに対応した事業内容の見直しや新たな取組等について審議、答申を受け「新亀岡市生涯学習推進基本計画」を平成22年3月に策定し、これまで総合的な生涯学習施策を推進してきました。

2 これからの生涯学習推進に向けて

《本市における生涯学習の方向性》

現在日本は、人生100年時代といわれる長寿化の状況にあります。また、新たな社会の姿として超スマート社会（Society5.0^{（注1）}）の実現が提唱されるなど、更に大きな社会変化が訪れようとしています。そのほか国際的な動きとして、2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択され、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められており、日本国内の実施方針においても優先的に進める分野の一つとして「あらゆる人々の活躍の推進」が挙げられています。

これらの課題に対処するためには、学びの力を生かすことが不可欠であります。特に人生100年時代には、「高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気で活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくる必要^{（注2）}」があり、その重要なカギを握るのは、生涯学習社会の実現にあると考えられます。一人ひとりが学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるよう、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる「生涯学習社会」実現への取組をより強固に進める必要があります。

注1：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（society）のこと。狩猟社会（society1.0）、農耕社会（society2.0）、工業社会（society3.0）、情報社会（society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

注2：人生100年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月）

教育振興基本計画^(注3)では、個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要とされています。また、社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められていることが示されており、これらは、今後も普遍的に重要とされています。

「亀岡市生涯学習都市宣言」から30年を経過したいま、本市においても人口減少、少子高齢化は進行しています。そのような中で、一人ひとりが課題の複雑化や社会の多様化、グローバル化、ICT化など様々な分野における急激な変化に向き合い、自らその変化に対応する能力を身に付け、実践していくことが求められます。生涯学習の理念^(注4)にもあるように、すべての人がより豊かな人生を送ることのできる「生涯学習社会」実現を進めるために、学びを通じた能力の維持向上と、生涯にわたる学習とその成果の活用が発揮できる社会を形成することが必要です。

このような「生涯学習社会」の形成には、これまで生涯学習への参加が少なかった若者や現役世代、外国人などを含めたより多くの人を学びや活動につなぎ、それぞれが主体的に参加することのできるきっかけづくりを推進することが重要です。

そのためには、行政のみならず市民・地域・学校・企業・団体など多様な主体の連携と協働が不可欠であり、その協働のもと亀岡の生涯学習に取組み、その力を幅広く地域社会に活かしていくことによって、地域で学び地域で育つ「学びと活動の循環」を求めていきます。

《生涯学習の次のステージに向けて》

新亀岡市生涯学習推進基本計画の計画期間の満了を迎えるにあたり、亀岡市生涯学習推進審議会において、これまでの計画と施策の実施状況の検証を行い、次なる10年間における亀岡市の生涯学習のあり方について審議されました。

これまでの生涯学習の根本となってきた考え方や重点的な分野については普遍的なものとして尊重するとともに、社会経済情勢の変化への対応を盛り込んだ新しい10年間における生涯学習施策のあり方が提案されています。

注3：文部科学省「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月）

注4：教育基本法（平成18年法律第120号）第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されている。

I 計画の策定にあたっての基本的な考え方

○ 人づくり

地域における住民の学びは、健康な暮らし、安心・安全な暮らし、子育て、趣味・教養の充実、職業的・社会的課題への対応、生きがいづくりなど、個人の問題意識や関心をきっかけとして行われ、その学びの過程を通じて個人の知的欲求が満たされ、生活の改善や、人間としての成長、自己実現につながっていくことが期待されます。

○ つながりづくり

住民の学びを通じたつながりの輪の中で、同様の悩みや類似の関心を持つ者同士の助け合いや、異なる意見を持つ他者との対話や議論が生まれます。このような相互学習を通じて、相互に理解し認め合うことによる自己肯定感や幸福感、つながり意識などが醸成され、住民同士の絆が強まるなどの効果がもたらされると考えられます。

○ 地域づくり

地域で共に学び、問題意識を共有したり、相互に認め合い、自らが地域の中に居場所を持っているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が育まれます。このことは、住民同士が対話や議論を通じて地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取組もうとする意欲につながることを期待されます。

1 計画の基本方針

『 人間の尊重、ふるさとへの愛、創造性豊かなたくましい人づくり 』

変化の激しい現代社会にあって、人々が主体的に生きるためには、幼少期から生涯にわたって、家庭、地域、学校、職場などで多様なかたちで学ぶ必要性が増大しています。

本計画においては、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に焦点を当て、資源を守り伝え、共生を進め、平和を実現し、人間であるための学習を大切にする取組を進めるとともに、市民自らが積極的に取組む市民参画型社会のまちづくりを推進するために、前計画において次のように設定された基本的な方針を尊重し、「ふるさと力の向上」を目指し継続していくものとします。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、市民、企業、行政の役割分担および協働、協調、協力によって進めるものとします。
- (2) この計画は、生涯学習関連施策を体系的に位置づけることにより、その重点を明らかにし、効果的な展開を図るものとします。
- (3) この計画は、亀岡市総合計画およびほかの諸計画との整合を図りながら推進するものとします。
- (4) この計画は、国や府の各種審議会の答申や提言、およびこれらに基づく施策との整合性に配慮しながら、本市の独自性・個性を尊重したものとします。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度に、令和11年度を目標とする、おおむね10年間の計画とします。

なお、社会は急激に変化しており、個人の多様性も増していることから、推進施策については、大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進と管理

本計画の推進に当たっては、定期的にそれぞれの推進施策の取組状況とその成果を把握し、施策の実効性や目標の妥当性などを確認します。

また、亀岡市生涯学習推進審議会の意見などを参考に、様々な視点から事業のあり方を検討し、継続的な改善により計画を推進します。

Ⅱ 計画の重点目標

本計画は、『人間の尊重、ふるさとへの愛、創造性豊かなたくましい人づくり』を基本方針としています。

この基本方針の実現を目指し、基本的な考え方で示している「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を重点的に取組む目標と定めて、総合的な生涯学習施策を展開していきます。

（１）ふるさとを愛し学び合う 人づくり

美しい自然環境と悠久の歴史を有する私たちのまち・亀岡には、豊かな資源や多様な文化が育まれてきました。こうした独自性を生かした個性的な学習・文化活動を展開し、一人ひとりが「多文化共生のまち ふるさと亀岡」に誇りと愛着を持ち、豊かな資源や多様な文化を次代に引き継ぎ、発展させることができる創造性豊かな人づくりを進めます。

（２）お互いに支え合い成長する つながりづくり

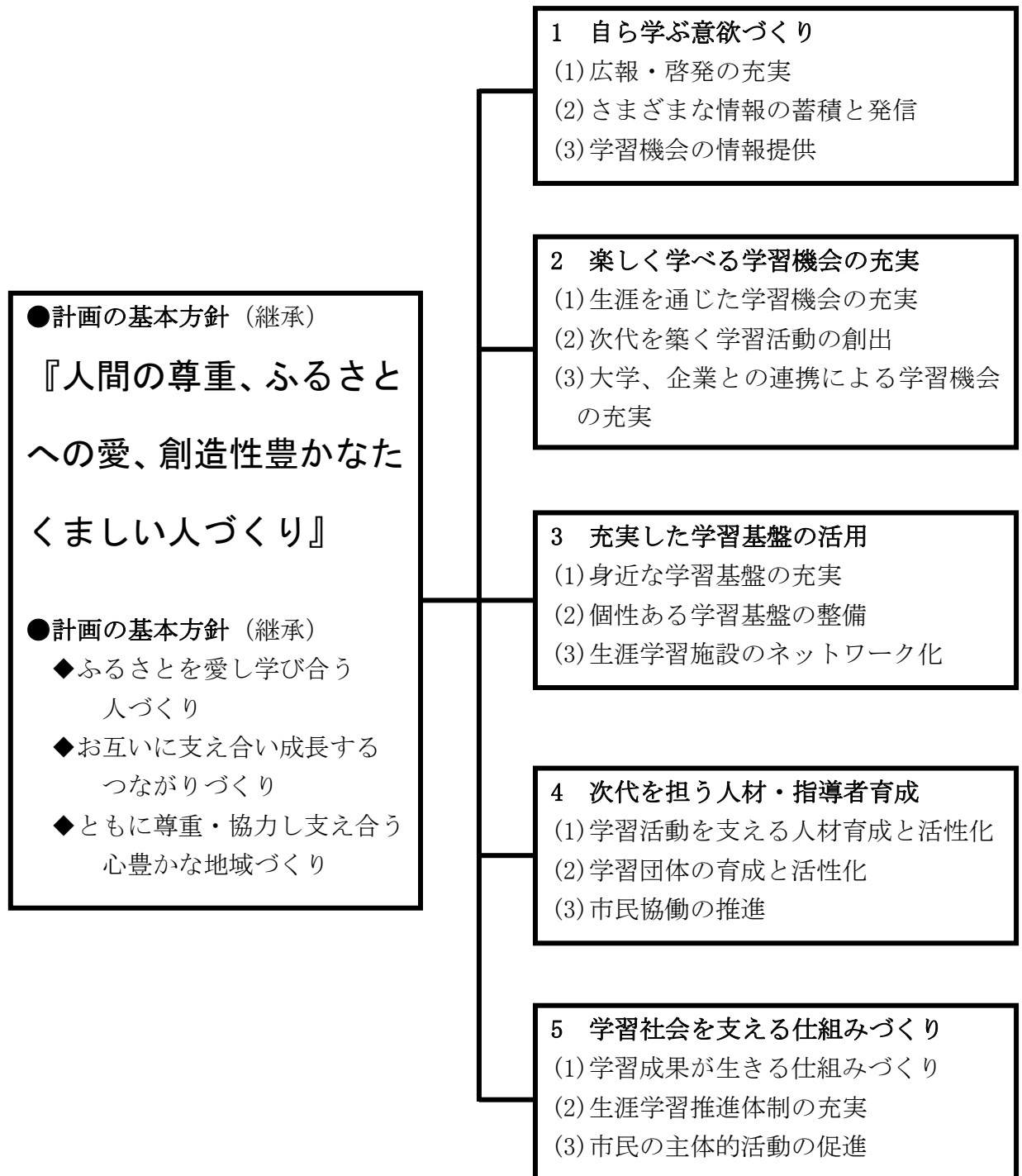
社会参加にあたって、一人ひとりの主体的・自立的な学ぶ意欲や健やかな心身の育成を基本としながら、お互いに相手のことを思いやり、ともに支え合いながら知的欲求を満たし、自己実現・成長をつづけるつながりづくりを進めます。

（３）ともに尊重・協力し支え合う心豊かな 地域づくり

地域のいろいろな場面で出会い、ふれあうあらゆる人と人が、お互いに認め合い、ともに尊重し合いながら、地域の将来像を考え、主体的・自立的に地域課題解決に協働して取組めるつながりづくり・地域づくりを進めます。

■ 全体構成

推進施策



Ⅲ 推進施策

1 自ら学ぶ意欲づくり

【基本的な方向】

- ・ 情報通信分野における技術の高度化や機器の普及が急速に進み、私たちの生活や経済活動において、情報の持つ役割がますます大きくなっています。
- ・ さまざまな情報が氾濫するなか、亀岡らしい個性ある情報を蓄積するとともに、その情報を人と人とのふれあいを基本として適切に提供する体制作りを進めます。
- ・ また、情報機器を通じた学習の機会づくりと、情報機器の普及や高度化などに対する知識や技術習得に向けて市民自らが主体的に学ぶ機会づくりに努めます。

【推進施策】

（１）広報・啓発の充実

①広報活動の充実

市民との協働による、市民に分かりやすく興味・関心を高める広報紙・情報誌の作成や、亀岡市広報の活用など、市民・行政が連携・協力して、生涯学習への参加を促す情報の提供に努めます。

また、亀岡市ホームページや活動団体などによる Web サイト（ホームページなど）を活用した情報発信を強化します。

②亀岡生涯学習賞の充実

広く生涯学習の実践や研究に貢献した個人・団体を表彰する「亀岡生涯学習賞」の充実を図ります。

また、その功績を次の学びにつなげる取組を促進します。

③生涯学習関連事業の開催・誘致

生涯学習都市としてのイメージを高め、広く内外にPRするため、生涯学習関連事業等の効果的な開催を図ります。

④行政職員意識の醸成

行政の各部局が進めている事業のうち、「市民の学び」・「人づくり」に関わる部分を全て視野に入れ、連携して進めるため、それぞれの分野における実践を促進します。

（２）さまざまな情報の蓄積と発信

①学習活動にかかわる情報の受発信

市内の学習活動に関わる民間・団体・サークル等に関する情報を集約でき、Webサイト（ホームページなど）を活用した誰もが情報を受発信できる方法を検討します。

②多様な学習関連団体のネットワーク化の促進

「ガレリアかめおか」や「かめおか市民活動推進センター」を中核・中継拠点として、学習関連団体などの交流やネットワークづくりを促進します。

（３）学習機会の情報提供

①学習ニーズの把握

アンケート調査や各種団体・サークルへのヒアリング（聞き取り）調査を通じて広く市民の学習ニーズを把握するとともに、学習ニーズに対して効率的・効果的なプログラムの手法や取組の重点化を図ります。

特に、これまで生涯学習活動に未参加の人や、子育てで多忙な世代、外国籍市民などの学習ニーズの把握と学習機会の提供・充実に努めます。

②情報提供・学習相談機能の充実

ガレリアかめおかなど生涯学習施設における相談窓口の充実・設置を推進します。また、学習活動に関して専門的な助言・指導のできる人材育成を推進します。

重点事業

- ◆ 多様な主体が情報を共有できる環境づくり
- ◆ 亀岡生涯学習賞をはじめとする生涯学習事業の充実
- ◆ 学習関連団体のネットワーク化の促進
- ◆ 市民の学習ニーズの調査把握



2 楽しく学べる学習機会の充実

【基本的な方向】

- ・本市では、全国に先駆けて「生涯学習のまちづくり」を標榜し、市民、関連団体、行政が一体となって、その推進に努めてきました。その成果として、学習活動に対する市民の意欲は高く、また、市民全体の生涯学習活動が活発に展開されています。
- ・今後はさらに多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するとともに、参加する人の層を広げていくため、運営・参加して楽しいと感じられる学習機会を効率的・効果的に提供します。

【推進施策】

(1) 生涯を通じた学習機会の充実

①三大シンボル講座の運営の効率化

コレージュ・ド・カメオカ、亀岡生涯学習市民大学、丹波学トークの三大シンボル講座については、より広い市民の自主的な運営を基本に、連携・協力による事業の効率的・効果的な運営を図ります。

また、自治会等を通じた市民への啓発により、新たな参加者の拡充を図り、講座の活性化につなげます。

さらに京都先端科学大学をはじめとする大学や研究機関・企業との連携など、事業の充実や運営の効率を高める体制づくりを推進します。

②新たな生涯学習機会の提供

市民の潜在的な学習ニーズを喚起するとともに、俳句大賞など参加・体験を通じて主体的に取り組むことのできる工夫をこらした生涯学習機会の提供に努めます。

また、身近な地域コミュニティ施設等において、市民の学習ニーズに応じたプログラムを提供できる体制と情報ネットワークの構築を進めます。

③出前講座等の開催

地域や団体・グループの発意・主体性に基づく学習活動を促進するため、ギャラリーかめおか人材バンクの周知を図り、講師派遣などによる出前講座等の開催を進めます。

④協働による多文化共生のまちづくり

多様化する市民・コミュニティにおける課題解決に向けた、市民、地域、行政が一体となった多文化共生の環境づくりを進めます。

（２）次代を築く学習活動の創出

①市民まちづくり活動の支援

市民による主体的なまちづくりの活動やイベントなどの企画・運営を促進するとともに、公募などによる市民組織・団体からの企画提案事業に対し、本市または（公財）生涯学習かめおか財団がこれを支援するとともに、かめおか市民活動推進センターにおいてこれまで活動実績のある団体とのマッチングなどの相談を行うことにより、協働で実施する仕組みづくりに取組みます。

特に、コミュニティ（自治会等）を単位とした身近な地域における学習の機会づくりを促進・支援します。

また、まちづくりに取組む市民相互の意見・情報交換の場やともに学ぶ機会づくりに努めます。

（３）大学、企業との連携による学習機会の充実

①相互連携の強化

京都先端科学大学をはじめ、大学や企業との共催・協働による学習活動を推進します。

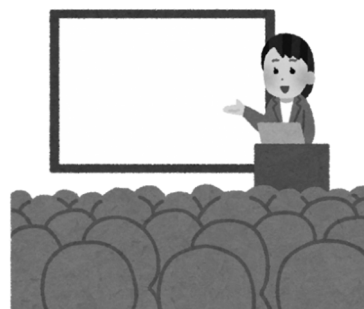
また、研究生の相互受け入れなど、人的な交流と相互に学び合う機会づくりに努めます。

②社会人学習の推進

大学や企業との連携により、社会人が企業内や地域においてより活躍の幅を広げることができるよう、学習ニーズの調査および高度な技術や新たな知識を取得するための学習機会の提供に取組みます。

重点事業

- ◆ 三大シンボル講座をはじめとする生涯学習機会の充実
- ◆ 多様化する地域の実情の把握と課題解決に向けた協力体制の構築
- ◆ 市民活動の支援と市民へのPR
- ◆ 大学・企業との連携による学習活動の促進



3 充実した学習基盤の整備

【基本的な方向】

- ・生涯学習施設の一つである「ガレリアかめおか」は、本市の生涯学習推進に大きな役割を担っています。
- ・今後は、生涯学習関連施設のバリアフリー化や長寿命化などの施設整備・充実に努めます。あわせて、ガレリアかめおかを中心に、市内の生涯学習施設を効果的に活用するとともに、市域のどこでも高度な学習活動に参画できるよう、施設相互のネットワークの強化を図ります。
- ・また、社会経済環境の変化に伴う学習ニーズの多様化に対応し、本市の個性・独自性のある情報を発信する魅力的な学習施設の充実に努めます。

【推進施策】

(1) 身近な学習基盤の充実

①ガレリアかめおかの機能整備

利用者が安心・安全・快適に利用できる施設として、計画的な修繕・更新を行うことにより施設の長寿命化を図ります。

②地域生涯学習施設の効果的な活用

市民や地域との連携を図りながら、ガレリアかめおかのほか、図書館や文化施設をはじめとする既存の社会教育施設の効果的な活用を推進するとともに、必要に応じた改修を行います。

③かめおか市民活動推進センターのニーズに合わせた強化と見直し

市内で活躍するNPO（民間非営利団体）やNGO（非政府組織）、ボランティア組織に関する情報を蓄積し、その連携や相互支援・協働をコーディネートする「かめおか市民活動推進センター」の活動の充実を図ります。

また、新たな課題解決に向けた市民活動団体の取組を継続・活性化させるため、センターのニーズに合わせた強化と見直しを図ります。

(2) 個性ある学習基盤の整備

①地域の特色ある学習環境の整備

地球環境子ども村（亀岡市交流会館）や梅岩の里生誕地など、亀岡の自然環境や文化を学び生かせる環境づくりを推進します。

②余裕施設の効果的な活用の推進

余裕ある公共または公共的な空間・施設について、市民活動団体や地域との連携などによって効果的な活用方法を研究し、その活用を図ります。

(3) 生涯学習施設のネットワーク化

市内の生涯学習施設、コミュニティ施設などの特徴や役割を再整理し、事業の連携を行うとともに、ガレリアかめおかを拠点として施設相互のネットワーク化を進め、それぞれの利便性を高めます。

あわせて、地域の特性に応じた生涯学習事業の情報交換や共同化などネットワーク化に努め、身近な地域における学習活動の充実を図ります。

重点事業

- ◆ 既存施設の適正な管理・長寿命化と効果的な活用の推進
- ◆ 中間支援団体としてのかめおか市民活動推進センターの機能強化
- ◆ 地球環境子ども村事業・梅岩の里生誕地整備事業の推進



石田梅岩肖像画
(京都明倫舎蔵)



地球環境子ども村
マスコットキャラクター
チョコちゃん



ガレリアかめおか



亀岡市交流会館
スポーツライミング施設
CAMEROX (カメロックス)

4 次代を担う人材・指導者の育成

【基本的な方向】

- ・市民が主体となって、より充実した生涯学習への参加機会を創出し、取組を継続していくためには、それを支え、リードする人材、指導者が必要です。
- ・これまでの学習活動などの取組を通じて、強い意欲と高い見識を持った人材や団体・組織をより多く育成していきます。
- ・一方、少子高齢化や地域社会の多様化、災害の多発化など、取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、青少年、子どもの育つ環境を充実したものにするため、学校教育や社会教育の充実に努め、生涯にわたって自ら学び続けられる基礎的な力と、豊かな心を持った青少年・子どもを育成します。

【推進施策】

(1) 学習活動を支える人材育成と活性化

①生涯学習ボランティアの育成

ガレリアかめおか人材バンクの充実などを通じて、自発的に学習活動を支援する人材の育成に努めるとともに、その効果的な活用や派遣の仕組みを検討します。

また、学習活動について、専門的なアドバイスや指導のできる相談員の育成に努めます。

②指導者・リーダーの育成

市民活動団体における活動意欲の向上や取組の高度化を図るため、生涯学習に関わる団体・グループのリーダーや指導者の交流、共同研修の機会づくりを推進します。

③地域資源の活用と災害への対策

地域にある知恵や特色ある文化、さまざまな技術やノウハウを次世代へと継承・伝承していくため、小・中・高校や大学、地域との連携による取組を推進します。

また、災害の歴史や防災・減災に関する知識を共有し、災害に対する意識向上に努めます。

④人材の地域参加と活用

一人ひとりが地域における今後のまちづくりに参加するためのきっかけづくりに努めるとともに、その力が発揮され活用できる取組を促進します。

(2) 学習団体の育成と活性化

①市民組織の育成と活動の活性化

市民や活動団体の自主的な活動を促進するとともに、新たなグループの育成など、自主的な組織の一層の活性化を図ります。

②活動団体の連携・交流の場づくり

活動団体相互の交流や共同事業の促進など、活動の効果を高める連携・交流の機会づくりを進めます。

(3) 市民協働の推進

①協働による学習・まちづくり活動の推進

市民や活動団体相互による協働など、多様な手法で取り組む学習活動やまちづくりの活動の活性化を図ります。

②協働を促進・支援する仕組みの充実

協働の重要性に関する市民及び行政職員に対する意識啓発に努めます。

また、協働の取組を促進・支援するための制度や仕組みの整備を推進します。

重点事業

- ◆ ガレリアかめおか人材バンクの充実
- ◆ 地域学習や防災・減災への取組の推進
- ◆ 市民協働の推進

保存版
令和2年3月発行

亀岡市 総合防災ガイドブック

「災害」避難カード
いつでもどこでも持ち歩く避難カード。各家庭に配布した避難カードを顔紙としておくと便利です。
災害の種類別に、注意すべき情報・避難方法などを家族で話し合い、事前に記入しておきましょう。

●避難メモ

災害の種類	避難行動	注意する情報	避難先	名 前	住所(中学校の避難先)	携帯電話番号

▼記入例

がけ崩れ: ○避難所へ避難 避難所: 避難所名
火災: ○避難所へ避難 避難所: 避難所名

◆非所持品持ち出し品チェックリスト
避難時に必要になった持ち出し品を事前に確認し、品を準備しましょう。リジッドバックなどに入れていつでも持ち出せる場所に保管しておきましょう。

持ち出し品	持ち出し品	持ち出し品	持ち出し品
1. 現金(500円以内の現金)	1. ヘルメット(避難用)	1. 現金	1. 現金
2. 現金(500円以内の現金)	2. 現金(500円以内の現金)	2. 現金	2. 現金
3. 現金(500円以内の現金)	3. 現金(500円以内の現金)	3. 現金	3. 現金
4. 現金(500円以内の現金)	4. 現金(500円以内の現金)	4. 現金	4. 現金
5. 現金(500円以内の現金)	5. 現金(500円以内の現金)	5. 現金	5. 現金
6. 現金(500円以内の現金)	6. 現金(500円以内の現金)	6. 現金	6. 現金
7. 現金(500円以内の現金)	7. 現金(500円以内の現金)	7. 現金	7. 現金
8. 現金(500円以内の現金)	8. 現金(500円以内の現金)	8. 現金	8. 現金
9. 現金(500円以内の現金)	9. 現金(500円以内の現金)	9. 現金	9. 現金
10. 現金(500円以内の現金)	10. 現金(500円以内の現金)	10. 現金	10. 現金
11. 現金(500円以内の現金)	11. 現金(500円以内の現金)	11. 現金	11. 現金
12. 現金(500円以内の現金)	12. 現金(500円以内の現金)	12. 現金	12. 現金
13. 現金(500円以内の現金)	13. 現金(500円以内の現金)	13. 現金	13. 現金
14. 現金(500円以内の現金)	14. 現金(500円以内の現金)	14. 現金	14. 現金
15. 現金(500円以内の現金)	15. 現金(500円以内の現金)	15. 現金	15. 現金
16. 現金(500円以内の現金)	16. 現金(500円以内の現金)	16. 現金	16. 現金
17. 現金(500円以内の現金)	17. 現金(500円以内の現金)	17. 現金	17. 現金
18. 現金(500円以内の現金)	18. 現金(500円以内の現金)	18. 現金	18. 現金
19. 現金(500円以内の現金)	19. 現金(500円以内の現金)	19. 現金	19. 現金
20. 現金(500円以内の現金)	20. 現金(500円以内の現金)	20. 現金	20. 現金
21. 現金(500円以内の現金)	21. 現金(500円以内の現金)	21. 現金	21. 現金
22. 現金(500円以内の現金)	22. 現金(500円以内の現金)	22. 現金	22. 現金
23. 現金(500円以内の現金)	23. 現金(500円以内の現金)	23. 現金	23. 現金
24. 現金(500円以内の現金)	24. 現金(500円以内の現金)	24. 現金	24. 現金
25. 現金(500円以内の現金)	25. 現金(500円以内の現金)	25. 現金	25. 現金
26. 現金(500円以内の現金)	26. 現金(500円以内の現金)	26. 現金	26. 現金
27. 現金(500円以内の現金)	27. 現金(500円以内の現金)	27. 現金	27. 現金
28. 現金(500円以内の現金)	28. 現金(500円以内の現金)	28. 現金	28. 現金
29. 現金(500円以内の現金)	29. 現金(500円以内の現金)	29. 現金	29. 現金
30. 現金(500円以内の現金)	30. 現金(500円以内の現金)	30. 現金	30. 現金
31. 現金(500円以内の現金)	31. 現金(500円以内の現金)	31. 現金	31. 現金
32. 現金(500円以内の現金)	32. 現金(500円以内の現金)	32. 現金	32. 現金
33. 現金(500円以内の現金)	33. 現金(500円以内の現金)	33. 現金	33. 現金
34. 現金(500円以内の現金)	34. 現金(500円以内の現金)	34. 現金	34. 現金
35. 現金(500円以内の現金)	35. 現金(500円以内の現金)	35. 現金	35. 現金
36. 現金(500円以内の現金)	36. 現金(500円以内の現金)	36. 現金	36. 現金
37. 現金(500円以内の現金)	37. 現金(500円以内の現金)	37. 現金	37. 現金
38. 現金(500円以内の現金)	38. 現金(500円以内の現金)	38. 現金	38. 現金
39. 現金(500円以内の現金)	39. 現金(500円以内の現金)	39. 現金	39. 現金
40. 現金(500円以内の現金)	40. 現金(500円以内の現金)	40. 現金	40. 現金
41. 現金(500円以内の現金)	41. 現金(500円以内の現金)	41. 現金	41. 現金
42. 現金(500円以内の現金)	42. 現金(500円以内の現金)	42. 現金	42. 現金
43. 現金(500円以内の現金)	43. 現金(500円以内の現金)	43. 現金	43. 現金
44. 現金(500円以内の現金)	44. 現金(500円以内の現金)	44. 現金	44. 現金
45. 現金(500円以内の現金)	45. 現金(500円以内の現金)	45. 現金	45. 現金
46. 現金(500円以内の現金)	46. 現金(500円以内の現金)	46. 現金	46. 現金
47. 現金(500円以内の現金)	47. 現金(500円以内の現金)	47. 現金	47. 現金
48. 現金(500円以内の現金)	48. 現金(500円以内の現金)	48. 現金	48. 現金
49. 現金(500円以内の現金)	49. 現金(500円以内の現金)	49. 現金	49. 現金
50. 現金(500円以内の現金)	50. 現金(500円以内の現金)	50. 現金	50. 現金
51. 現金(500円以内の現金)	51. 現金(500円以内の現金)	51. 現金	51. 現金
52. 現金(500円以内の現金)	52. 現金(500円以内の現金)	52. 現金	52. 現金
53. 現金(500円以内の現金)	53. 現金(500円以内の現金)	53. 現金	53. 現金
54. 現金(500円以内の現金)	54. 現金(500円以内の現金)	54. 現金	54. 現金
55. 現金(500円以内の現金)	55. 現金(500円以内の現金)	55. 現金	55. 現金
56. 現金(500円以内の現金)	56. 現金(500円以内の現金)	56. 現金	56. 現金
57. 現金(500円以内の現金)	57. 現金(500円以内の現金)	57. 現金	57. 現金
58. 現金(500円以内の現金)	58. 現金(500円以内の現金)	58. 現金	58. 現金
59. 現金(500円以内の現金)	59. 現金(500円以内の現金)	59. 現金	59. 現金
60. 現金(500円以内の現金)	60. 現金(500円以内の現金)	60. 現金	60. 現金
61. 現金(500円以内の現金)	61. 現金(500円以内の現金)	61. 現金	61. 現金
62. 現金(500円以内の現金)	62. 現金(500円以内の現金)	62. 現金	62. 現金
63. 現金(500円以内の現金)	63. 現金(500円以内の現金)	63. 現金	63. 現金
64. 現金(500円以内の現金)	64. 現金(500円以内の現金)	64. 現金	64. 現金
65. 現金(500円以内の現金)	65. 現金(500円以内の現金)	65. 現金	65. 現金
66. 現金(500円以内の現金)	66. 現金(500円以内の現金)	66. 現金	66. 現金
67. 現金(500円以内の現金)	67. 現金(500円以内の現金)	67. 現金	67. 現金
68. 現金(500円以内の現金)	68. 現金(500円以内の現金)	68. 現金	68. 現金
69. 現金(500円以内の現金)	69. 現金(500円以内の現金)	69. 現金	69. 現金
70. 現金(500円以内の現金)	70. 現金(500円以内の現金)	70. 現金	70. 現金
71. 現金(500円以内の現金)	71. 現金(500円以内の現金)	71. 現金	71. 現金
72. 現金(500円以内の現金)	72. 現金(500円以内の現金)	72. 現金	72. 現金
73. 現金(500円以内の現金)	73. 現金(500円以内の現金)	73. 現金	73. 現金
74. 現金(500円以内の現金)	74. 現金(500円以内の現金)	74. 現金	74. 現金
75. 現金(500円以内の現金)	75. 現金(500円以内の現金)	75. 現金	75. 現金
76. 現金(500円以内の現金)	76. 現金(500円以内の現金)	76. 現金	76. 現金
77. 現金(500円以内の現金)	77. 現金(500円以内の現金)	77. 現金	77. 現金
78. 現金(500円以内の現金)	78. 現金(500円以内の現金)	78. 現金	78. 現金
79. 現金(500円以内の現金)	79. 現金(500円以内の現金)	79. 現金	79. 現金
80. 現金(500円以内の現金)	80. 現金(500円以内の現金)	80. 現金	80. 現金
81. 現金(500円以内の現金)	81. 現金(500円以内の現金)	81. 現金	81. 現金
82. 現金(500円以内の現金)	82. 現金(500円以内の現金)	82. 現金	82. 現金
83. 現金(500円以内の現金)	83. 現金(500円以内の現金)	83. 現金	83. 現金
84. 現金(500円以内の現金)	84. 現金(500円以内の現金)	84. 現金	84. 現金
85. 現金(500円以内の現金)	85. 現金(500円以内の現金)	85. 現金	85. 現金
86. 現金(500円以内の現金)	86. 現金(500円以内の現金)	86. 現金	86. 現金
87. 現金(500円以内の現金)	87. 現金(500円以内の現金)	87. 現金	87. 現金
88. 現金(500円以内の現金)	88. 現金(500円以内の現金)	88. 現金	88. 現金
89. 現金(500円以内の現金)	89. 現金(500円以内の現金)	89. 現金	89. 現金
90. 現金(500円以内の現金)	90. 現金(500円以内の現金)	90. 現金	90. 現金
91. 現金(500円以内の現金)	91. 現金(500円以内の現金)	91. 現金	91. 現金
92. 現金(500円以内の現金)	92. 現金(500円以内の現金)	92. 現金	92. 現金
93. 現金(500円以内の現金)	93. 現金(500円以内の現金)	93. 現金	93. 現金
94. 現金(500円以内の現金)	94. 現金(500円以内の現金)	94. 現金	94. 現金
95. 現金(500円以内の現金)	95. 現金(500円以内の現金)	95. 現金	95. 現金
96. 現金(500円以内の現金)	96. 現金(500円以内の現金)	96. 現金	96. 現金
97. 現金(500円以内の現金)	97. 現金(500円以内の現金)	97. 現金	97. 現金
98. 現金(500円以内の現金)	98. 現金(500円以内の現金)	98. 現金	98. 現金
99. 現金(500円以内の現金)	99. 現金(500円以内の現金)	99. 現金	99. 現金
100. 現金(500円以内の現金)	100. 現金(500円以内の現金)	100. 現金	100. 現金

いざというときの連絡先

名 称	電話番号	名 称	電話番号
亀岡市消防局	0771-22-3111(内線)	消防局の救急センター	0771-22-6422
亀岡市上下水道部	0771-22-6311	関西電力送配電株式会社	0666-777-3681
亀岡市消防署	0771-22-6119	大阪ガスお客様センター	0120-8-54817
亀岡市消防署分署	0771-22-6119	京都府民力サービス局(亀岡支所)	0771-22-6119
亀岡市警察	0771-22-6110		

消防 119 警察 110

亀岡市総合防災
ガイドブック



第3次
亀岡市まちづくり協働
推進実施計画

5 学習社会を支える仕組みづくり

【基本的な方向】

- ・学習活動はそれ自体が大きな目的であり、目標となるものですが、さらに一歩進んで、その活動がまちづくりに貢献したり、新たな資格の取得や事業化へと進んだりすれば、参加・参画する意欲がさらに高まることが期待されます。
- ・このため、これからの生涯学習活動において、学習の成果が社会に還元され、さらに新たな学びにつながる仕組みづくりに努めます。
- ・また、本市における生涯学習活動がさらに多くの市民に広まり、さまざまな事業が市民の主体的な取組のもと、積極的に展開される推進体制を市民、企業、行政が一体となつてつくりあげていきます。

【推進施策】

(1) 学習成果が生きる仕組みづくり

①学習成果を活かして地域で活躍する仕組みの構築

生涯学習活動や社会体験を通じて多様な知識や技術、人的なネットワークなどを習得した人材が、地域や学校で次の新たな活動参加者にその蓄積を伝え、また、地域の課題解決や地域の活性化に生かす学びの循環の仕組みづくりを進めます。

②ガレリアかめおか人材バンクの有効活用

専門的な技術や知識、人脈、ノウハウを持つ市民の登録を呼びかけ、身近なコミュニティの人材を活用するデータベースとして広く情報提供するガレリアかめおか人材バンクの有効活用を図ります。

③地域、大学、企業との連携による学習成果のまちづくりへの活用

京都先端科学大学をはじめ、知識・技術やノウハウを持った人材の大学や企業との人材交流を通じて、学習成果を活用する方法について検討します。

また、学習成果がセーフコミュニティや環境保全、景観形成など、持続可能な地域社会づくりに活用・反映される仕組みづくりを推進します。



（２）生涯学習推進体制の充実

①企業の協力体制の確立

市内に立地する企業に対し、生涯学習の重要性の認識・理解の形成に努めるとともに、生涯学習活動に対して組織的に協力・支援する体制づくりを促進します。

②生涯学習推進組織の活性化

市民の具体的な学習ニーズの把握と、それを反映した施策の効率的な推進、そして事業評価による重点化を円滑に進めるため、生涯学習を推進する多様な団体との連携強化を図ります。

また、生涯学習やまちづくりに関わる多様な市民活動団体の情報交換や交流機会の充実に努め、主体的活動の発展を促進します。

③高等教育機関との連携の強化

大学をはじめとする高等教育機関との連携による高度な学習機会の提供を要請していきます。

また、生涯学習活動やまちづくり活動への学生の参加や、亀岡を対象とした研究活動を促進・支援するための仕組みづくりを推進します。

（３）市民の主体的活動の促進

①市民主体のプログラム運営の促進

既存のプログラムにおいて、より幅広い市民の運営への参画などを促進していきます。

②市民提案・企画の募集

市民が実施・運営まで主体的に行うことを前提に、生涯学習活動に関する企画・提案を募集し、審査のうえ、優秀なものについて積極的に支援します。

③市民生涯学習活動への支援

市民の主体的な生涯学習活動の取組を支援します。また、市民の自主的な企画提案による学習事業を促進します。

重点事業

- ◆ ガレリアかめおか人材バンクの活用
- ◆ 学生・企業の生涯学習活動への参加促進
- ◆ 市民の主体的な学習活動の支援

3 大シンボル講座

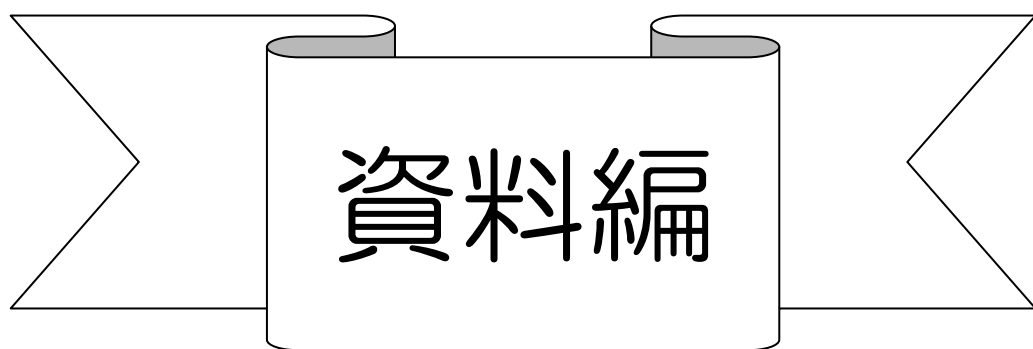


コレージュ・ド・カメオカ

亀岡生涯学習市民大学



丹波学トーク



亀岡市生涯学習推進審議会 委員名簿

委員の任期	平成30年2月22日
	令和2年2月21日

〔順不同〕

	専門分野	役職	氏名	性別	所属団体等
1	有識者 (教育・生涯学習)	会長	上杉 孝實	男	京都大学名誉教授
2	有識者 (教育・理学)	副会長	井本 伸廣	男	京都教育大学名誉教授
3	教育		江口 昌道	男	亀岡市教育委員
4	市民公募		大西 達也	男	市民公募委員
5	自治会 (注)		中村 俊孝	男	平成29年度亀岡市自治会連合会 副会長 本梅町自治会長
			湯浅 豊	男	平成30年度亀岡市自治会連合会 副会長 千代川町自治会長
			塚本 政雄	男	令和元年度亀岡市自治会連合会 副会長 亀岡地区東部自治会長
6	市民公募		藤田 修	男	市民公募委員
7	市民公募		真崎 藤義	男	市民公募委員
8	市内企業		松山 茂	男	亀岡商工会議所副会頭
9	市民公募		宮本 聖子	女	市民公募委員
10	生涯学習		前田 逸郎	男	(公財)生涯学習かめおか財団 副理事長
11	有識者 (教育・文学)		山崎 ふさ子	女	京都先端科学大学教授
12	有識者 (教育・スポーツ)		吉中 康子	女	京都先端科学大学教授

(注) 自治会連合会から各年度の副会長に委嘱

1 市推第 1 0 6 7 号
令和元年 9 月 5 日

亀岡市生涯学習推進審議会
会 長 上杉 孝實 様

亀岡市長 桂川 孝裕

(仮称) 第 3 次亀岡市生涯学習推進基本計画について (諮問)

亀岡市生涯学習推進審議会条例 (平成 1 2 年条例 3 6 号) 第 2 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

1. 諮問事項

(仮称) 第 3 次亀岡市生涯学習推進基本計画について

2. 諮問理由

本市では、昭和 6 3 年に「亀岡市生涯学習都市構想」をとりまとめ、全国に先駆けて「生涯学習都市」を宣言し、「人間の尊重」という基本理念に沿った各種施策を総合行政の中で展開する「生涯学習まちづくり」を推進しています。

今、我が国は、人生 100 年時代と言われる長寿化の中で、新たな社会の姿として超スマート社会 (Society5.0) の実現が提唱されるなど、更に大きな社会変化が訪れようとしています。

激動の時代を豊かに生き、より多様で複雑化する課題と向き合いながら一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるため、また、一人一人が学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるよう、だれもが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる「生涯学習社会」実現への取組みをより強固に進める必要があると考えております。

つきましては、本市生涯学習まちづくりをより一層推進するために今後展開すべき施策の内容について、審議会として幅広い御見識と多角的な視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

令和2年3月10日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市生涯学習推進審議会
会 長 上杉 孝實

第3次亀岡市生涯学習推進基本計画について（答申）

令和元年9月5日付け1市推第1067号で諮問のありました第3次亀岡市生涯学習推進基本計画について、当審議会で令和元年9月5日を第1回として、第2回を11月15日、第3回を令和2年2月19日と会議を重ね、審議を行いました。その間には、現計画の成果、残された課題、今後10年間の社会や亀岡市の環境変化などを検討し、市民の意見募集も行いました。

その審議結果に基づき、新たな基本計画の案について別紙のとおり答申いたします。

答申書

亀岡市生涯学習推進審議会

これからの社会の動向を考えると、次のことが提起される。

- ・ 長寿化の中で、超スマート社会（Society5.0）の実現が提唱されるなど、更に大きな社会変化が訪れることが予測され、住民がつながり、その参画による地域づくり、共生社会づくりが求められる。
- ・ 人間同士の多文化共生とともに、自然のいのちと人間のいのちが共に輝く共生がめざされるべきである。
- ・ こうした中で生涯学習の重要性が高まっていて、高齢者から若者まで多様な世代が学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動に生かすことのできるような環境づくりが促進されなければならない。
- ・ その際、身近な地域での学習を支える施設や、それらをつなぎ情報の集約・発信の機能を持つ中心施設の整備が必要であり、また学習の支援にあたる人材の育成と活用が進められるべきである。

新たな生涯学習推進基本計画としては、「人間の尊重、ふるさとへの愛、創造性豊かなたくましい人づくり」といったこれまでの計画の基本方針を継承しながら、重点目標として「ふるさとを愛し学び合う人づくり、お互いに支えあい成長するつながりづくり、共に尊重・協力し支え合う心豊かな地域づくり」をあげることができる。それらを実現する推進政策としては、学習意欲づくり、学習機会の充実、学習基盤の活用、人材・指導者養成、学習社会を支える仕組みづくりのそれぞれについて必要な施策を示すべきである。

亀岡市は郷土の生んだ教育者である石田梅岩の志を生涯学習の原点として今日に至っており、世界に誇れる生涯学習都市を実現するためには、その歴史性・地域性・独自性に根差しながら、全国的、国際的な視野と展望を持つことが必要である。このことは、亀岡市が生涯学習都市宣言の理念を内外に発信するとともに、広い視野から市民の学習の発展と文化の向上を期するコレージュ・ド・カメオカをはじめとする市民に開かれた学びの機会の提供や生涯学習賞の設定に見られる。これらの取組を継続的に発展させることが、亀岡市を活気づけ、日本社会を活力ある持続可能なものにするということになると考えられる。

今後生涯学習に関する情報の受発信をより強化し、行政のみならず、各種団体、大学、企業など多様な主体が進める生涯学習に関する情報の組織的なネットワークを形成することが望まれる。ガレリアかめおかで実施される講座等も、情報機器を通じてどこでも受講できる仕組みを整えることについても意見が出された。これまで市民の学習の拠点であった施設の老朽化に伴う整理も見られる中で、早急に生涯学習関連施設の再生整備を進めることの必要性和それらの効果的な活用、さらには様々な公共的空間・施設との連携を促進することについても意見があった。

以上のことをふまえ、令和２年度以降の１０年に亘る亀岡市の生涯学習推進施策の大綱を示し、そのあるべき方向を指し示すものとして、「第３次亀岡市生涯学習推進基本計画（案）」（別添）をまとめた。

亀岡市におかれては、この答申に基づいて計画を策定され、一層学習の場の整備などを進められて、市民の生涯学習活動が様々な形態で充実し、豊かな展開を見せることに、当審議会は大きな期待を寄せるものである。

審議に参画した当審議会の委員は、以下のとおりである。

会 長	上杉 孝實	委 員	前田 逸郎
副会長	井本 伸廣	〃	真崎 藤義
委 員	江口 昌道	〃	松山 茂
〃	大西 達也	〃	宮本 聖子
〃	塚本 政雄	〃	山崎 ふさ子
〃	藤田 修	〃	吉中 康子

策定に係る経過

	会議名等	期日・時間	会場	参加 委員数	傍聴 者数	特記事項
平成 29年度	市民公募 委員募集	～7/28（金）	－	－	－	応募者0人
		～12/7（木）	－	－	－	応募者4人
	選定委員会	1/4（木） 午後3時～	生涯学習部 部長応接室	3名	－	
	亀岡市生涯学習 推進審議会	2/22（木） 午前10時～11時	別館3階 会議室	12名	1名	・委員委嘱 ・生涯学習の推進における成果 と課題について
平成 30年度	亀岡市生涯学習 推進審議会	3/19（火） 午後2時～4時	401会議室	9名	1名	・生涯学習の推進における進捗 状況について ・次期計画策定の方針とスケ ジュールについて
平成 31年度 令和 元年度	第1回 亀岡市生涯学習 推進審議会	9/5（木） 午後1時～2時	602会議室	10名	－	・市長から審議会へ諮問 ・第3次生涯学習推進基本計画 （仮称）の策定について
	第2回 亀岡市生涯学習 推進審議会	11/15（金） 午後1時30分～3時	302会議室	10名	－	・第3次生涯学習推進基本計画 （仮称）の策定について
	市民意見募集手続 （パブリックコメ ント）の実施	12/9（月） ～1/6（月）	－	－	－	1件12項目の意見が 提出された
	第3回 亀岡市生涯学習 推進審議会	2/19（水） 午前10時 ～11時30分	302会議室	10名	1名	・第3次生涯学習推進基本計画 （仮称）の策定について ・答申について
	答申	3/10（火） 午後2時～3時	市長応接室	2名	－	審議会から市長へ答申

○亀岡市生涯学習推進審議会条例

平成 12 年 9 月 29 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 亀岡市は生涯学習都市宣言の理念に基づき、その実現に向けた施策の推進を図るため、亀岡市生涯学習推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関して調査審議する。

- (1) 生涯学習都市宣言の理念の実現に関すること。
- (2) 生涯学習推進基本計画の市民協働参画に関すること。
- (3) その他生涯学習推進施策に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上をもって開催する。

(研究員)

第 6 条 審議会に専門事項を調査研究するため、研究員を置くことができる。

2 研究員は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 審議会は、必要に応じて研究員に報告を求めることができる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事を置き、亀岡市部長会議(亀岡市部長会議等に関する規則(昭和 61 年亀岡市規則第 12 号)に定める部長会議をいう。)の構成員をもって充てる。

2 幹事は、審議会の調査審議事項に関して、審議会の運営を補助する。

(委員以外の出席者)

第 8 条 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、生涯学習部において行う。

(平 15 条例 1・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市民憲章

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまでも溪流の舟下りで賑わっている。

古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉦が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

- 一 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります
- 一 いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります
- 一 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります
- 一 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります
- 一 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります
- 一 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります
- 一 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくります

生涯学習かめおかプラン2030

第3次亀岡市生涯学習推進基本計画

発行 令和2年3月 亀岡市
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL 0771-22-3131 FAX 0771-24-5501
<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>
編集 亀岡市 生涯学習部 市民力推進課



KAMEOKA

生涯学習都市